

## 消防学校清掃業務委託 特記仕様書

秋田県消防学校

### 1 適用

この特記仕様書は、「消防学校清掃業務委託」（以下「業務」という。）について定める。  
本特記仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国道交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

### 2 業務場所

秋田県消防学校（管理研修棟、防災学習館、宿泊棟、屋内訓練場）  
秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1-1

### 3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

#### （1）日常清掃

##### ① 箇所及び作業内容

別表1「清掃業務委託内訳書」による。

##### ② 作業日及び作業時間帯

作業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、水曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

作業時間 8時30分から12時30分までの間とする。

##### ③ 経費の負担

日常清掃に係る以下の費用については、発注者の負担とする。

- ・トイレトーパー等の購入費用
- ・各種設備の法定点検及び修繕費用
- ・日常清掃業務に係る光熱水費

##### ④ ゴミの収集

ゴミは毎日回収し、必要に応じてゴミ置き場に運搬すること。

ゴミ置き場の清掃は適宜行うこと。

なお、ゴミの種別毎の取扱いについては、別表2「ゴミ処理一覧表」のとおりとする。

##### ⑤ 日常清掃業務の報告

受注者は日常清掃業務内容を業務日誌に記録し、発注者に報告するものとする。

なお、業務日誌は発注者が交付する様式による。

(2) 定期清掃（床ワックスがけ）

① 箇所及び作業内容

清掃箇所は別表1「清掃業務委託内訳書」のとおりとし、作業内容は床のワックスがけ清掃とする。

② 作業日

作業日については、別途協議するものとする。

(3) 定期清掃（窓ガラス）

① 箇所及び作業内容

作業箇所については、防災学習館1階及び2階の窓ガラス（213.00 m<sup>2</sup>）とし、作業内容は窓ガラスの拭き清掃とする。

② 作業日

作業日については、別途協議するものとする。

(4) 随時清掃

入校式等における玄関等のガラス及びドアの清掃及び周辺環境の整備を行うものとする。

5 提出書類

建築保全業務委託共通仕様書及び契約書に定める書類を、契約締結後速やかに提出すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。